

春日井市青少年女性センター利用団体の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市青少年女性センター条例施行規則（平成2年春日井市規則第31号）第4条第3項に規定する青少年団体、女性団体等（以下「利用団体」という。）の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 利用団体として認定を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備える団体とする。

- (1) 春日井市青少年女性センター条例（平成2年春日井市条例第24号）第2条に掲げる目的に合致する団体であること。
- (2) 10人以上で構成する団体で、その構成員のうち3分の2以上の者が市内に住所を有するもの又は勤務、在学しているものであること。
- (3) 当該施設で連続して6月の期間内において月1回以上の活動実績を有すること又は有することができる団体であること。
- (4) 団体を代表する役員1人及びこれを補佐する役員2人以上を有する団体であること。
- (5) 宗教、政治活動及び営利活動を目的としない団体であること。

(認定区分)

第3条 利用団体の認定区分は、次のとおりとする。

- (1) 青少年団体 文化、スポーツ、奉仕活動等を通じ青少年の健全育成を図ることを目的とする団体をいう。
- (2) 女性団体 女性の教養、文化、福祉等の向上及び健康増進を図ることを目的に活動している女性を中心とした団体（構成員のうち3分の2以上の者が女性であること。）をいう。
- (3) 消費生活団体 消費生活知識の普及、啓発等を目的に活動している団体をいう。

(4) その他の団体 前号以外の団体で市長が特に認めた団体をいう。

(認定手続)

第4条 利用団体として認定を受けようとする団体は、春日井市青少年女性センター利用団体認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 会員名簿（第2号様式）
- (2) 規約
- (3) 申請しようとする日からおおむね1年間の活動計画書
- (4) 申請しようとする日の属する年度の収支予算書
- (5) 申請しようとする日前6か月間の当該施設での活動報告書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、春日井市青少年女性センター利用団体認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を、認定を受けようとする年度の前年度の12月15日までに申請のあった団体については同月末日までに、登録しようとする年度の途中で申請があった団体については申請の日から15日以内に、交付するものとする。

3 前項の認定の有効期間は、1年間とする。ただし、年度途中で登録した場合は、当該年度の3月31日までとする。

(認定内容の変更)

第5条 認定を受けた青少年団体等（以下「認定団体」という。）は、その認定内容に変更が生じたときは、速やかに変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録したとき。
- (2) 1団体につき複数の登録があるとき。

(3) その他市長が適当でないとき。

(利用手続)

第7条 認定団体が施設を利用しようとするときは、当該施設の利用許可申請書の提出に合わせ、認定証を提示しなければならない。

(使用料の減額)

第8条 市長は、認定団体が施設を利用するに当たり、使用料の2分の1を減額することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。